教育・ジェンダー・共生 ~ ユースの視点から見直そうこれからの日本 ~

次世代のためにできること一教育と研究一

東京支部 宮下摩維子 駿河台大学 法学部

報告概要

- 1. 自己紹介
- 2. 次世代のために大学教員としてできること
 - ①ジェンダーの視点を特に男子学生にも持たせること
 - ②比較法的視点を取り入れ、視野を広げさせる試み
- 3. 研究者として次世代の未来に資する研究を
 - 3.1 私たちの足元に存在する貧困問題
 - 3.2 養育費の取り立て制度の現状
 - 3.3 諸外国の取り組み
- 4. まとめ

1. 自己紹介宫下摩維子略歷:

University College London LLM (法学修士) 早稲田大学大学院法学研究科 博士前期課程修了(法学修士) 早稲田大学大学院法学研究科 博士課程単位取得満期退学 Cornell大学、Columbia大学などで客員研究員 首都大学東京(現東京都立大学)助教など経て 現在は駿河台大学法学部助教

専門:民事訴訟法、民事執行法、紛争解決、英米法

大学女性協会に入会した経緯:

母のJAUWでの活動を間近で見聞きし、活動内容の重要さを認識し、同時にいつまでも社会貢献の姿勢を持ち続ける会員の姿勢に憧れたため

2. 次世代のために大学教員としてできること

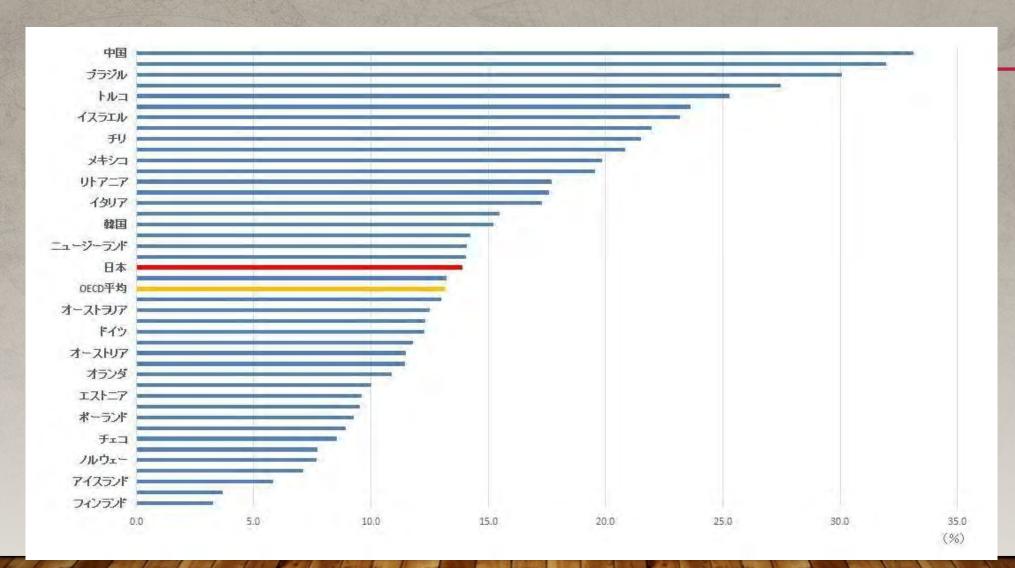
- ①ジェンダーの視点を特に男子学生にも持たせること
- ②比較法的視点を取り入れ、視野を広げさせる試み



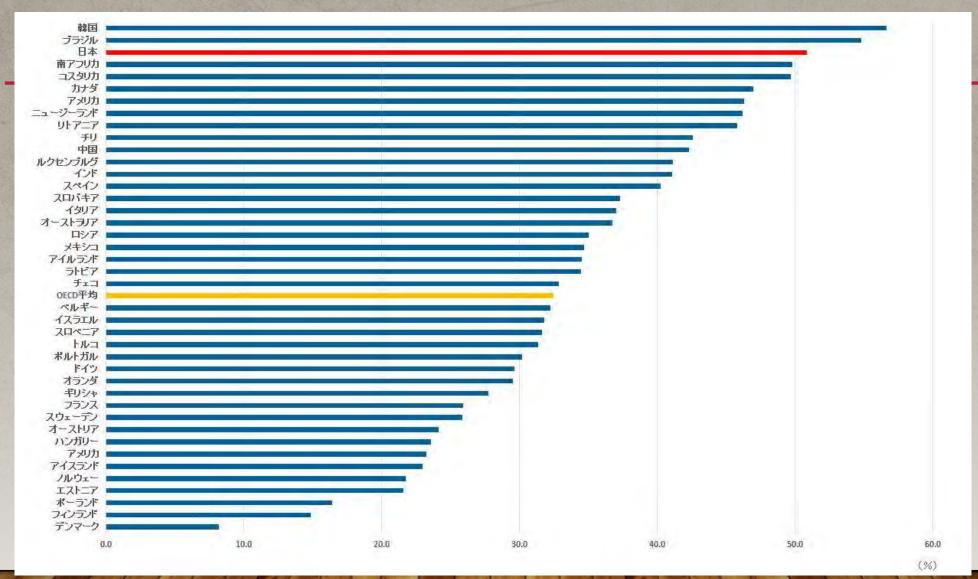
3. 研究者として次世代の未来に資する研究を

- 3.1 私たちの足元に存在する貧困問題
- ・日本の子どもの貧困率(全体)→13.9%
- ・ひとり親世帯の子どもの貧困率→50.8%
- ・その一因として、養育費に不払い問題があるのではないか?
 - →母子家庭24.3%、父子家庭3.2%

子どもの貧困率の国際比較 (OECD)



ひとり親世帯の貧困率の国際比較(OECD)



3.2 養育費の取り立て制度の現状

①1956年 養育費の履行確保制度(家庭裁判所)養育費未払いの親に対して「履行勧告」



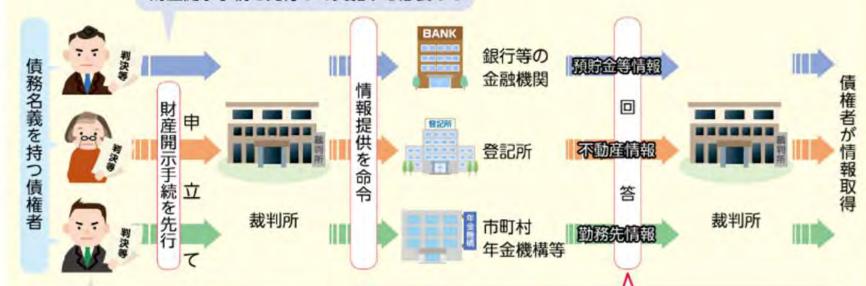
勧告に従わない場合は「履行命令」

② 民事執行法の改正(2020年4月施行)

第三者からの情報取得手続

[預貯金等に関する情報取得手続]

財産開示手続を先行して実施する必要なし



[勤務先に関する情報取得手続]

養育費等や生命・身体の侵害による 損害賠償の債権者のみ申立て可能

改正のポイント3

債務者以外の第三者からも債務者の財産の情報 (預貯金等,不動産,勤務先)を得られるようになりました

養育費確保制度の利用状況

司法統計(令和3年)

- ・9,941件の金銭債務(養育費)に関する支払い勧告
 - →全部履行・一部履行:5,389件
 - →54%しか勧告に応じていない
- ・履行命令→53件の申立て
 - →支払命令:32件、取下げ:19件

3.3 諸外国の取り組み

- ①スカンジナビアモデル国による養育費の立替払いを行う。スウェーデン、アイルランド、ドイツ、フランスなど
- ②アングロサクソンモデル国による養育費の取立ての補助を行う。アメリカ、イギリスなど

国による養育費の立替払いを行う法域(スカンジナビアモデル) ースウェーデンの場合

養育費に関するスウェーデンの制度の流れ 代表的な例

> 夫婦は離婚時に子供の養育費や 面会に関する取り決めをする



取り決めはコミューンの関係機関が承認すれば 裁判所の決定と同様の効果をもつ



支払いがない場合、権利者は社会保険庁に 養育費補助手当を申請する



手当の支給開始後、社会保険庁が当事者間に 問題解決力ありと判断すれば支給を止める



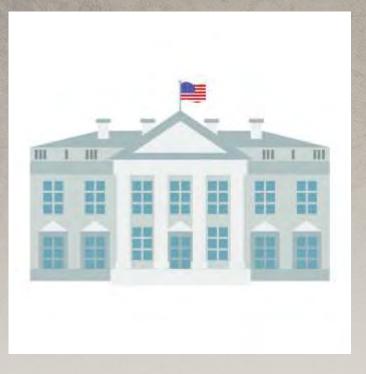
社会保険庁は支払い義務を負う親から未払い分を回収するが、所得に応じ免除・猶予を認める

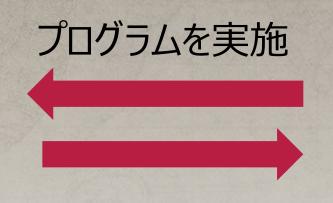


義務者が社会保険庁の督促に応じない場合、 強制執行庁が強制徴収する 日本経済新聞より引用

国による養育費の取立ての補助を行う法域(アングロサクソンモデル) -アメリカ合衆国の場合

1975年、社会保障法を改正





達成度に応じて補助金 →監督力の強化



具体的な運用方法とその効果

- ・社会保障番号(ソーシャルセキュリティーナンバー)による居所探索 州内での探索→連邦政府による探索への連携
- ・所得税還付金や失業手当からの相殺
- ・専門職等の免許の没収
- ・パスポートの剥奪
- ・給与からの天引き

現在の仮説

・マイナンバー制度の活用は可能ではないか?

内閣府

「社会保障、税、災害対策の法令で定められた手続のために、国や地方公共団体、 勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものであって、法令で定めら れた目的以外にマイナンバーを利用することはできないし

- ・親以外の後ろ盾を持たない子どもによって、養育費不払いの問題は社会保障の
- 一つではないか?
- ・国家は個人(家族)にどこまで立ち入るべきか?その根拠はなにか?

4. まとめ

教育者としても、研究者としても次世代のために、将来の社会のために貢献できる活動をしたいと思っています。教育も研究も試行錯誤です。JAUWの先輩方のお力をお貸しいただき、様々な助言をいただければと思います。